

社会福祉法人「福岡いのちの電話」評議員選任・解任委員会細則

(目的)

- 第1条 社会福祉法人福岡いのちの電話定款第6条に規定する、評議員選任・解任委員会の運営に関する事項について定め、委員会の円滑な議事等に資することとする。
2. 本細則は、委員会の任務と運営に関する原則を定めるものとする。

(委員会)

- 第2条 委員会は定款第6条に則り、理事会の要請により開催する。

(委員)

- 第3条 委員会の委員は、定款第6条2項に定めによる。
2. 委員の選考は法人理事会において行う。
 3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 4. 委員会には委員長を置き、委員長は委員会を主宰し議長となる。なお、委員長は当該期委員の互選によるものとする。

(議事録)

- 第4条 委員会の議事の結果については、事務局において議事録を作成し、出席した監事及び外部委員が署名又は記名押印する。

(報酬)

- 第5条 外部委員に対する報酬は、無報酬とする。

附則 本細則は、平成29年2月16日より施行する。